

社会保険料納付猶予について、年金事務所に確認しました。

猶予の種類は2種類あるそうです。

- ①換価の猶予 延滞金 1.6%まで引き下げ（通常3ヶ月以内2.6% 3ヵ月超過8.9%）
- ②納付の猶予 延滞金 0%

①の審査決定は年金事務所

②の審査決定は国

①の年金事務所での審査決定の方が早いので、①②両方の申請を同時にしていただき、①の決定が下りた後で②の決定が下りた場合は、②を優先して頂くことは可能。

4月の保険料猶予を申請したい場合は、督促期限が5/28となり、以降延滞金が発生するので、早めに相談申請をお勧めしますとの事でした。

とりあえず、URLを貼り付けますので、HP上に掲載の場合にお使い下さい。

【事業主の皆様へ】新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

以上、宜しくお願い致します。